

真岡市法定外公共物占用等 **許可** ・ 協議 申請書

記入例

新規	更新	変更	第 年 月 日
-----------	----	----	------------

申請日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

真岡市長 様

設置者、所有者など

申請が法人・会社等の場合の担当課・担当者・連絡先

〒321-0000
 住所 真岡市いちご町123番地
 氏名 〇〇〇工業 代表 真岡 太郎
 TEL 0285-83-0000
 担当者 〇〇課 木綿 二郎
 TEL 0285-83-△△△△
 E-mail

岡工〇
 大業〇
 部真〇

真岡市法定外公共物管理条例の規定により **許可** ・ 協議 申請します。

占用等目的	「乗入れ口の設置」、「合併処理浄化槽処理水の放流のため」等		
法定外公共物	所在	真岡市いちご町×××番地先	
	用途	水路	面積等
占用等物件	名称	規模	数量
	「通路」 「排水管」	0.5m×4.8m VPφ100	2.4㎡ L=1.5m
占用等期間	令和 年 月 許可日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	占用等物件の構造	鉄筋コンクリート 硬質塩化ビニール管 等
工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	公共物の復旧方法	原形復旧
工事実施の方法	「直営工事」または ※「請負工事」		
添付図面	※請負の場合、業者名・担当者・連絡先を記入ください。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 位置図 <input checked="" type="checkbox"/> 公図写 <input checked="" type="checkbox"/> 現況平面図 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input checked="" type="checkbox"/> 計画・構造図等 <input checked="" type="checkbox"/> 利害関係人の同意書等 <input type="checkbox"/> その他 ()		

規格・寸法等

面積延長

記載事項

- 「許可・協議」については該当する方を○で囲むこと。
- 「新規・更新・変更」については、該当する方を○で囲み、更新又は変更の場合には従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請人が法人である場合には、住所等の欄に主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載するとともに、担当者欄に所属・氏名を記載すること。
- 所在の欄には、市、大字、字名及び×××番地先と表示すること。
- 用途の欄には、当該法定外公共物の種類（普通河川、認定外道路、水路等）を記入すること。
- 占用が2つ以上の地番にわたる場合は、起点と終点を記載すること。

申請書類は2部提出してください。

※書き方等でご不明な点は下記までお問い合わせください。

真岡市役所 建設部 建設課 管理係
 電話番号 0285-83-8147
 FAX 0285-83-6240

合併処理浄化槽処理水の法定外公共物（水路等）への放流に係る 占用の取り扱いについて

1 基本方針

し尿と生活雑排水（台所や風呂等からの排水）を併せて処理する浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）処理水については、公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されていない地域で、真岡市法定外公共物（以下「水路等」という。）に放流する場合、下流の河川等の機能に支障を来さない限り、水路等への放流を認めるものとする。

2 対象浄化槽

10人槽以下の合併処理浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、浄化槽処理水BODの濃度が20mg/l（日間平均値）以下の処理能力を有するものとする。ただし、市長が認めるものについては、別に協議する。

3 対象地域

公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されていない地域である場合とする。一般住宅及び店舗併用住宅に限る。

4 対象公共物

雨天時、溢水したことがある水路等への放流は認めないものとする。

5 対象排水管

- (1) 合併処理浄化槽処理水を水路等に放流するために、水路等に取り付ける排水管は、口径100mm以下のものとする。ただし、市長が認めるものについては、別に協議する。
- (2) 排水管は、水路等の機能に支障を来さないように取り付けるものとする。

6 放流の期間

放流を認める期間は、公共下水道又は農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されるまでの間とする。

7 真岡市法定外公共物管理条例上の取扱い

- (1) 排水管は、道路法第32条第1項第2号（水管類）に規定する占用許可の対象物件に準ずる。
- (2) 占用料は、真岡市法定外公共物管理条例第6条第2項第2号の規定に基づき免除する。
- (3) 占用の許可期間は、5年間とする。

8 占用許可手続き

占用許可申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- ・位置図、公図写（当該法定外公共物及び隣接地の箇所）
- ・現況平面図、工事等設計図書（計画図・構造図等）
- ・国土交通大臣が浄化槽法第15条の規定に基づき認定した「型式認定書」又は国土交通大臣指定認定機関が発行する「型式適合認定書」の写し
- ・誓約書（別紙様式）
- ・水路等の流末が農業用水路等となっている場合は、水路を管理する団体（土地改良区、水利組合等）と水路の使用に関する契約書、承諾書等の写し
- ・設置する浄化槽維持管理契約書の写し
（占用許可更新申請時においては、契約中の浄化槽維持管理契約書の写し）

9 悪臭等の対応

真岡市は、水路等に放流された合併処理浄化槽処理水について、悪臭その他生活環境を阻害する要因が発生したときは、設置者に対し改善指導を行うものとする。

10 実施期日

本取扱いについては、平成17年4月1日から実施する。

誓 約 書

令和 年 月 日

真岡市長 様

浄化槽管理者（設置者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____
(法人の場合は名称及び代表者名)

電 話 _____

私は、合併処理浄化槽処理水を水路等へ放流するために、当該水路等に取り付ける排水管の占有許可を申請するに当たり、次のことを誓約します。

- 1 公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備（供用開始）されたときは、公共下水道にし尿及び生活雑排水を流入させるとともに、市に届け出て、排水管を除去し、水路等は現状に復旧します。
- 2 浄化槽法に定める保守点検、清掃、水質に関する検査を確実に履行するとともに、検査の結果、改善を要する、または改善することが望ましいとの判断を受けたときは、速やかに改善を行います。さらに、改善を行うにあたって必要があるときは、市浄化槽担当課（下水道課）に連絡して、その指導を受けます。
- 3 水路等に土砂・流木及び汚泥等が堆積し、処理水を流下させるのに必要な断面が確保されなくなった場合または汚損が生じた場合、清掃を行います。
- 4 処理水に起因する悪臭、水質汚濁、その他生活環境を阻害する要因が発生し、近隣から苦情があったときには、誠意をもって解決にあたります。
- 5 水路等からの逆流水その他排水管が水路等と接続していることに起因する事由によって浄化槽に損傷等が発生しても、自費で修復等を行い、何らかの請求も行いません。

同 意 書

今回、申請人が、

真岡市 _____ 字 _____ 番地に

設置する、合併浄化槽処理水を水路等に接続しても当水利組合は、何ら異議がなくこれに同意します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

水利組合長

_____ ⑩

申 請 人

_____ 様